

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成25年3月1日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 テックランド宮古店 宮古市磯鶏一丁目86番1号ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機
- 3 提出された意見書の概要 商工会議所等から2通の意見書が提出され、意見の概要は、次のとおりである。
 - (1) 交通量が多い主要な幹線道路に面し、見通しの悪いカーブがあり、交通渋滞や交通事故の発生が危惧されることから、駐車場出入口の配置を是正することが必要である。
 - (2) 交通渋滞が想定されるため、多数の交通誘導員を配置するなどの安全対策を講じる必要がある。

備考 本公告に係る提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間沿岸広域振興局経営企画部及び宮古市役所に備えておいて縦覧に供する。